

今後の外国人留学生受入れの規模の在り方について

○2040年を見据えて、各高等教育機関への外国人留学生の受入れ規模を検討するにあたり、以下の3つの観点に留意することが必要ではないか。

1. 全世界における留学生交流規模
2. 在籍学生数に占める外国人留学生数の割合
3. 外国人留学生の卒業後の進路

○3つの観点ごとの現状と今後の見通しは以下の通り。

1. 全世界における留学生交流規模（別紙1）

○全世界における留学生交流数は、1990年代から2010年頃まで急激に増加し420万人を超えたが、その後は緩やかな伸びとなっており、2015年現在で460万人。

○我が国の高等教育機関（大学・短大・高等専門学校・専修学校専門課程）における外国人留学生の受入れ数は、2010年以降、全世界と同様の緩やかな伸びであり、全世界の留学生数に占める日本への留学のシェアは3%程度で推移。

○今後世界の留学生数が2010～2015年のペースで増加し、我が国も同等のペースで増加するとすると、2040年に22.5万人（2015年比で9.3万人増）となる。

2. 在籍学生数に占める外国人留学生数の割合（別紙2, 3）

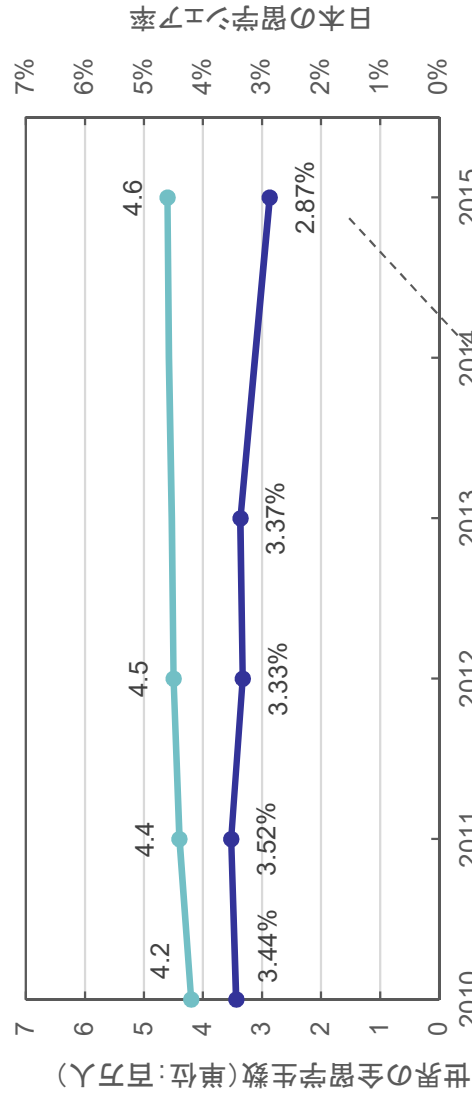
○在籍学生数に占める外国人留学生数の割合は、2015年のOECD諸国の平均で学士相当課程4.3%、修士相当課程11.5%、博士相当課程25.7%であるのに対し、我が国では、それぞれ2.4%、6.8%、18.2%となっている。我が国とOECD平均とのギャップは、人数ベースでは学士相当課程5.2万人、修士相当課程1.3万人、博士課程0.5万人となっている。

○また、国公私別で見ると、学部段階では私立大学において留学生の割合が高く、修士、博士段階では国立大学で高くなっている。

3. 外国人留学生の卒業後の進路（別紙4～7）

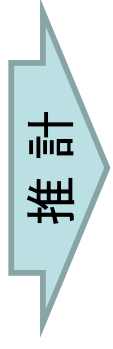
- 我が国の大学・大学院を卒業した外国人留学生の進路については、2016年度現在で、日本国内で就職（36.0%）、日本国内で進学（14.8%）、帰国後就職又は進学（13.6%）などであり、特に、日本国内で就職する者は数・割合ともに増加傾向である。
- 外国人留学生のうち2016年中に日本国内で就職した者の就職先は、業種別では製造業15.7%、商業（貿易）20.6%、コンピューター関連サービス9.4%、飲食業5.3%、ホテル・旅館3.0%など、職務内容別では翻訳・通訳24.0%、販売・営業15.2%、海外業務9.9%、技術開発（情報処理分野）6.4%、貿易業務5.4%などとなっている。
- 他方、我が国の産業別・職種別の労働者の過不足状況に関する調査では、医療・福祉、運輸業・郵便業、建設業などの業種、また、専門・技術職などの職種において労働力が不足している。

【別紙1】世界の全留学生数と日本の留学シェア率による推計



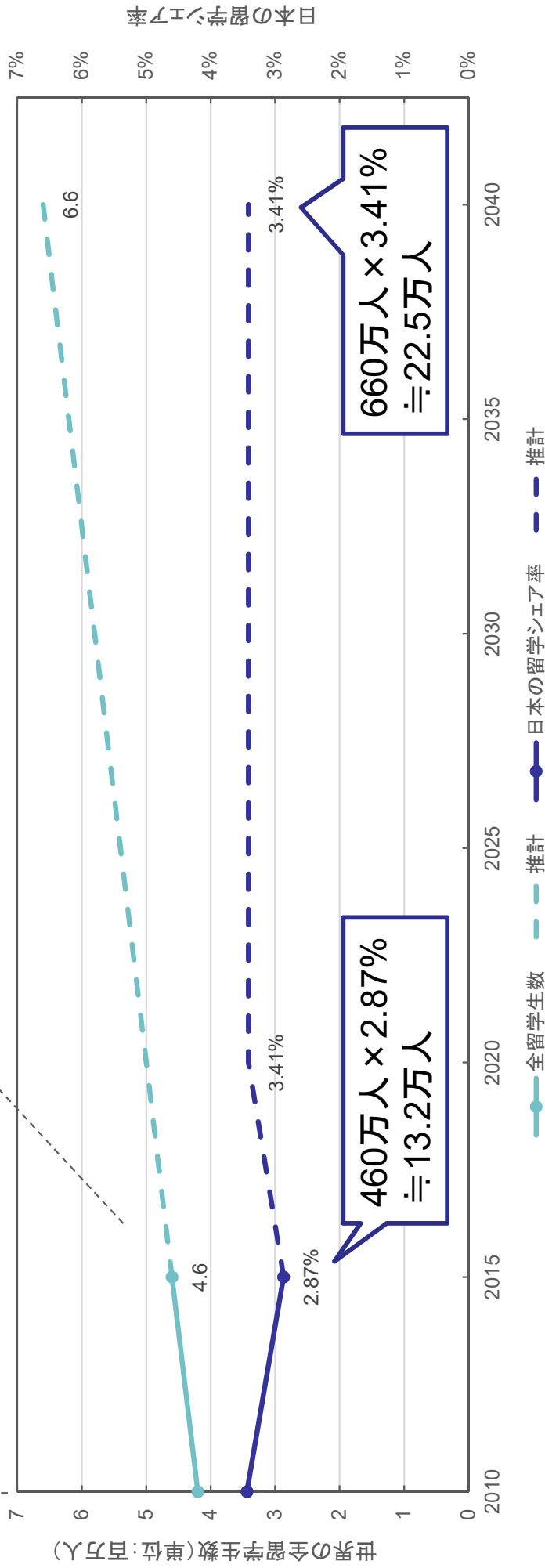
【仮定】

- 高等教育段階※における世界の全留学生数は2010～2015年と同じペースで増加(年間80万人増)
- 日本の留学シェア率は2010～2013年頃の水準まで回復・維持(3.41%)



2040年には

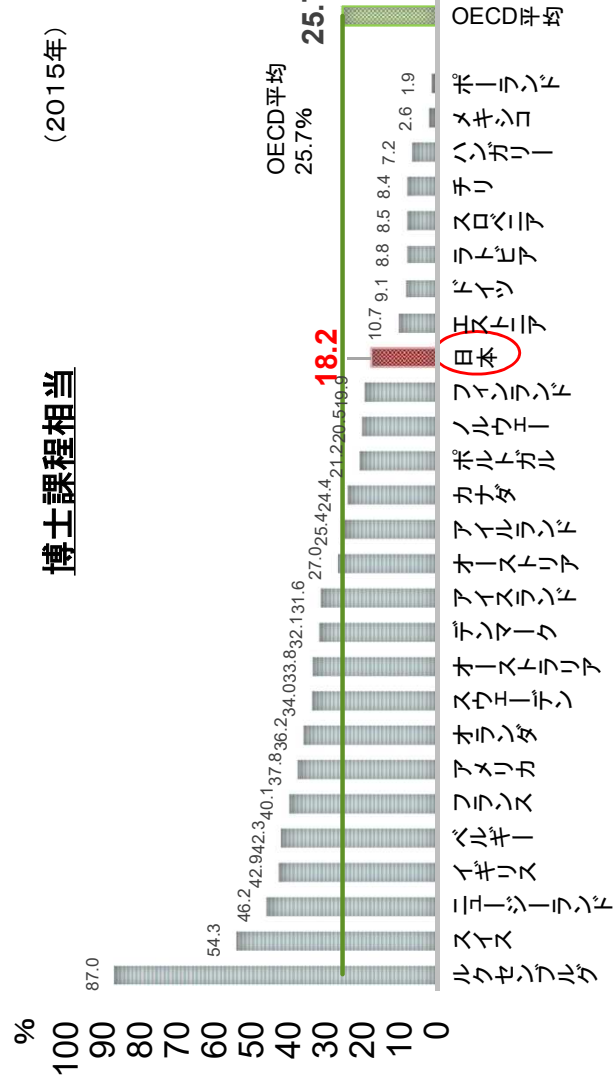
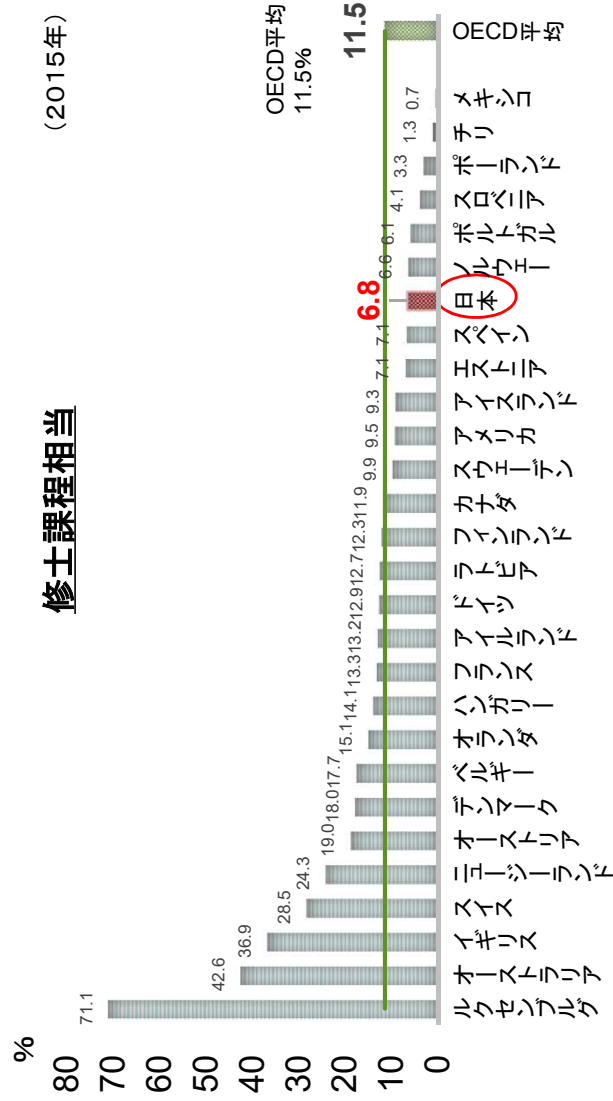
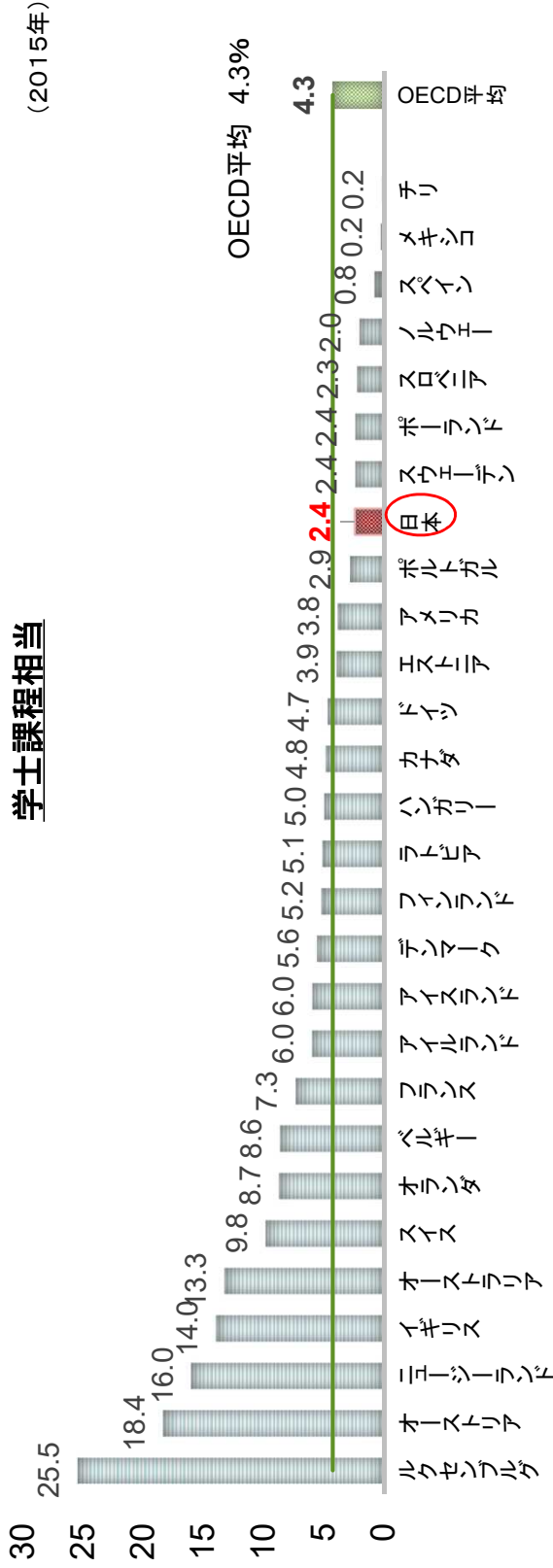
- 世界の全留学生数：約660万人
- うち、日本で受け入れる留学生数：約**22.5万人** (2015年比 9.3万人増)



※高等教育段階には、大学、大学院(修士/博士/専門職)、短大、高専、専修学校専門課程を含む。

【別紙2】各国の学生に占める留学生の割合（2015年）

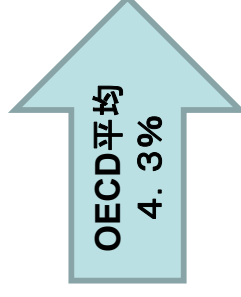
学士課程において留学生が占める割合は、OECD平均は4.3%であるのに対して、日本は2.4%にとどまる。修士課程については、OECD平均は11.5%であるのに対して、日本は6.8%。博士課程については、OECD平均は25.7%であるのに対して、日本は18.2%と、イギリスやアメリカ等と比較して少ない。



【別紙3】在籍学生数に占める外国人留学生の割合（2015年）

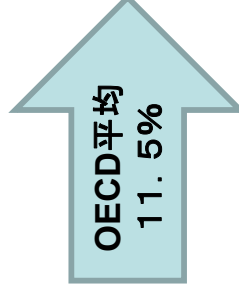
＜留学生比率をOECD平均並にした場合＞
(2015年ベース)

課程	設置者	学生数 (人)(a)	うち留学生数 (人)(b)	学生数 に対する 留学生比率 (b/a)
学士相当	国	407,227	5,777	1.4%
	公	122,004	1,040	0.9%
	私	1,880,714	44,346	2.4%
	計	2,409,945	51,163	2.1%



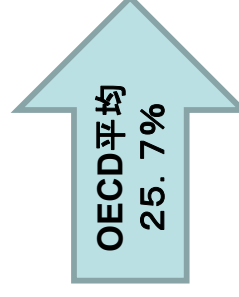
OECD平均並にした留学生数 (人)(c)	現状とOECD 平均との差 (人)(b-c)
17,511	▲ 11,734
5,246	▲ 4,206
80,871	▲ 36,525
103,628	▲ 52,465

修士相当	国	137,856	11,516	8.4%
	公	18,712	1,032	5.5%
	私	165,146	10,950	6.6%
	計	321,714	23,498	7.3%



15,853	▲ 4,337
2,152	▲ 1,120
18,992	▲ 8,042
36,997	▲ 13,499

博士相当	国	50,676	10,717	21.1%
	公	4,876	570	11.7%
	私	18,325	2,298	12.5%
	計	73,877	13,585	18.4%



13,024	▲ 2,307
1,253	▲ 683
4,710	▲ 2,412
18,986	▲ 5,401

注1 学生数は「学校基本調査」、留学生数は「外国人留学生在籍状況調査」から引用している。

注2 学士相当の学生数は、学士課程から医学部・歯学部・薬学部を除く。

注3 学士相当の留学生数は、学士課程から保健分野(医学部・歯学部・薬学部等)を除く。

注4 修士相当の学生数は、修士課程、学士課程(医学部・歯学部・薬学部)、専門職学位の合計。

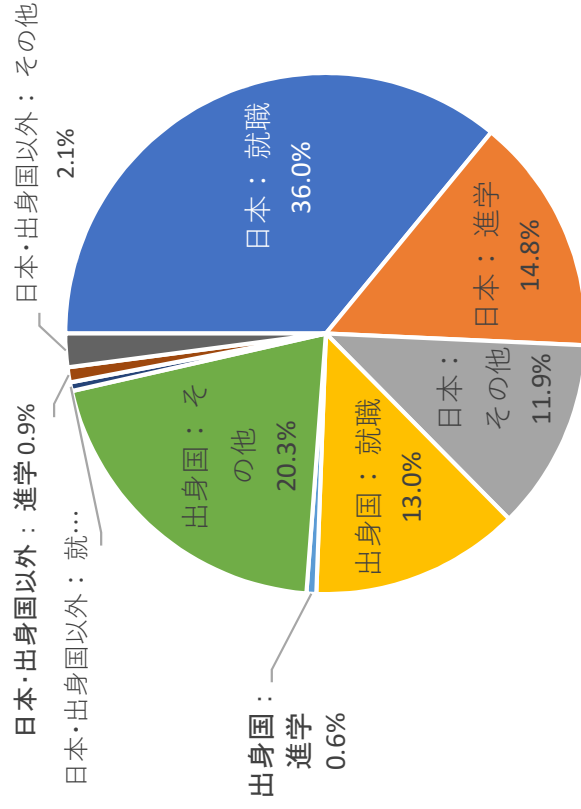
注5 修士相当の留学生数は、修士課程、学士課程保健分野(医学部・歯学部・薬学部等)、専門職学位の合計。

出典：文部科学省「学校基本調査(平成27年度)」

(独)日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査(平成27年度)」

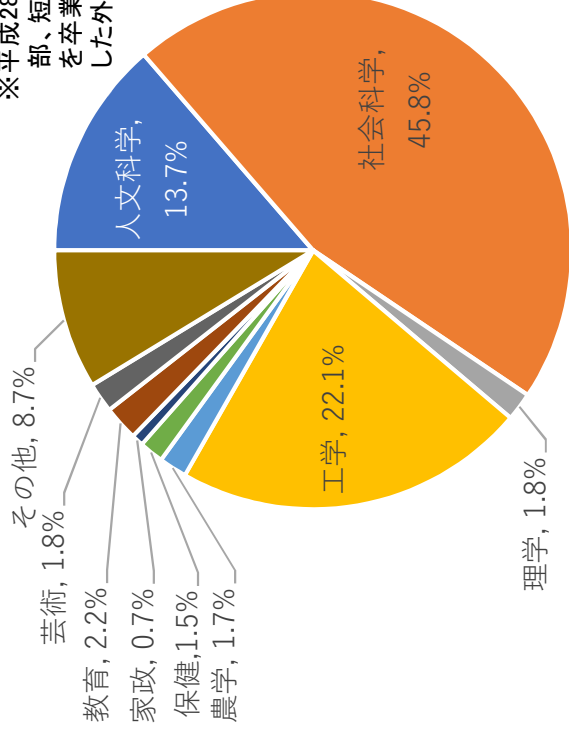
【別紙4】外国人留学生の卒業後の進路（2016年度）

大学・大学院を卒業・修了した留学生の進路状況

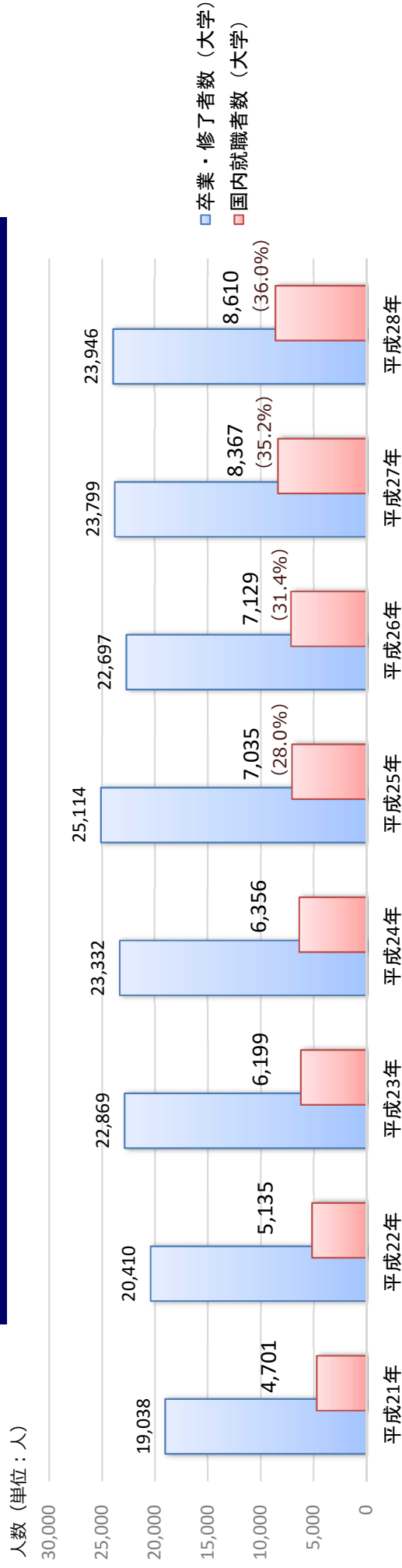


※平成28年度中に大学院、大学学部、短期大学及び高等専門学校を卒業・修了し、日本国内で就職した外国人留学生(8,848人)

日本国内で就職した留学生※の出身専攻区分



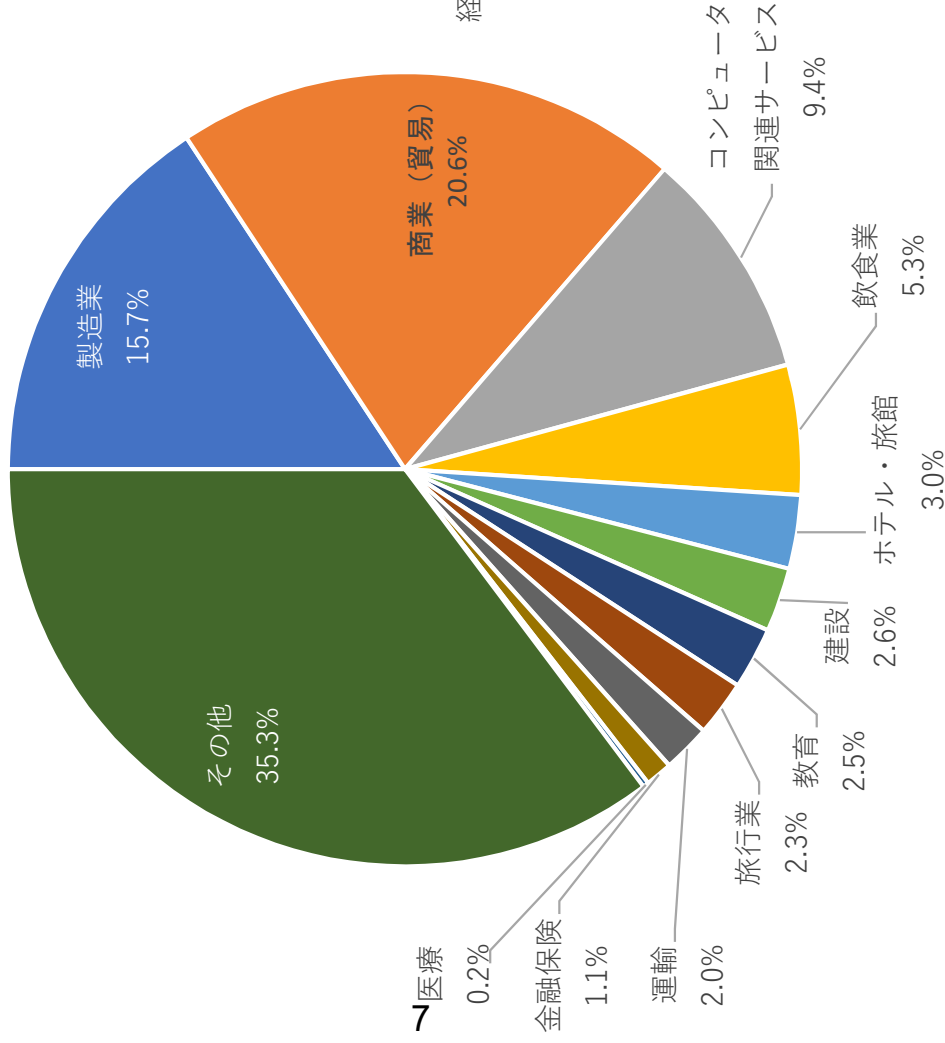
大学・大学院を卒業・修了した留学生数及び日本国内で就職した留学生数の推移



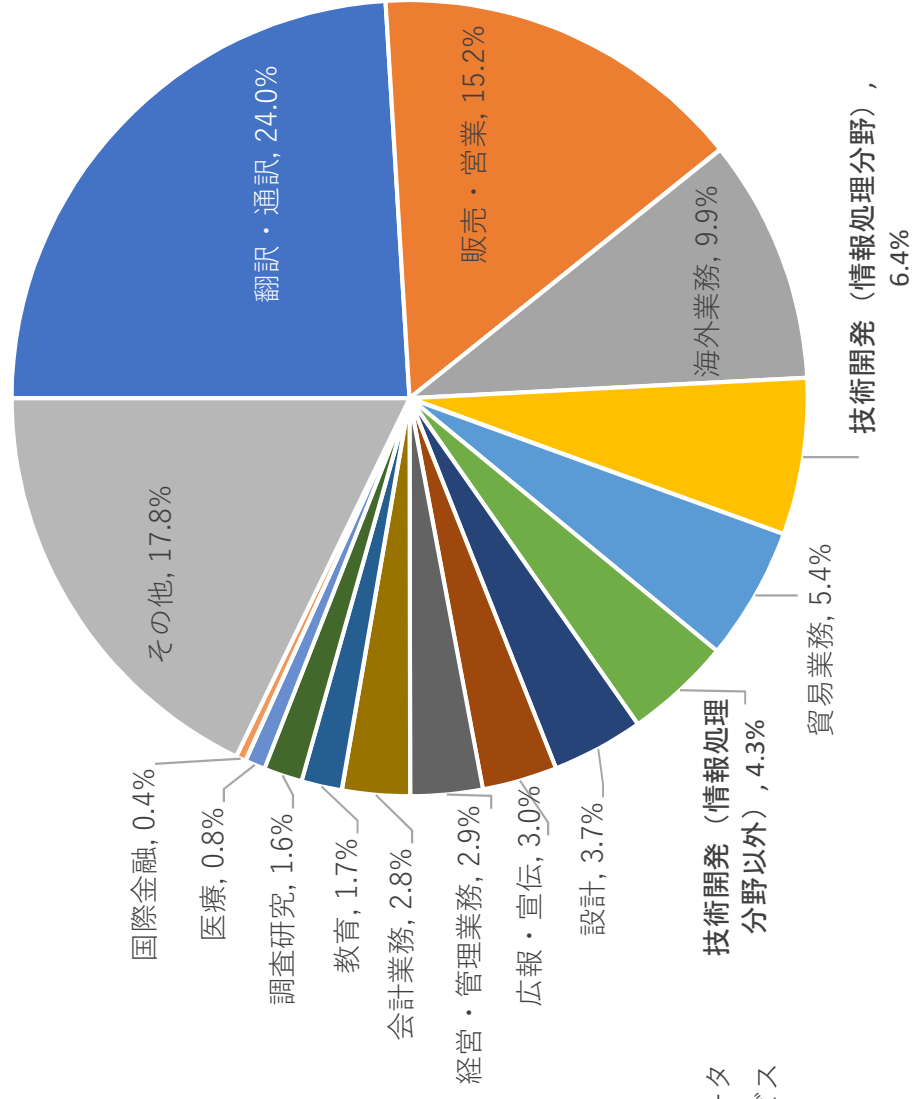
出典：(独)日本学生支援機構「平成28年度外国人留学生進路状況調査」

【別紙5】外国人留学生の日本企業への就職状況（2016年）

業種別



職務内容別

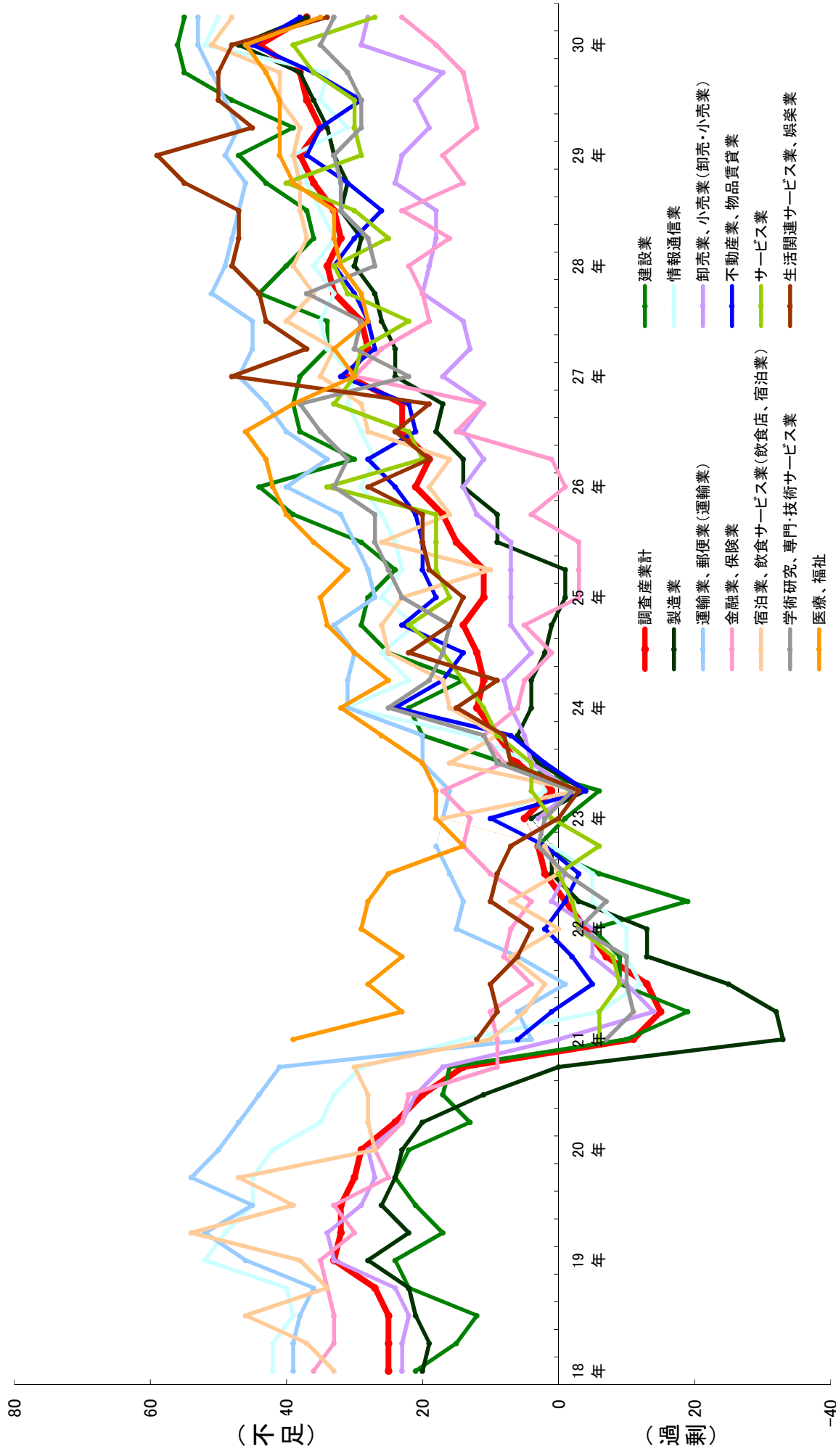


注1 平成28年において「留学」等の在留資格を有する外国人が我が国の企業等への就職を目的として行った在留資格変更許可申請が許可された数(19,435人)の就職先業種・職務内容別構成比。

注2 複数の項目にチェックがあったものは重複して計上している。

【別紙6】産業別労働者の過不足状況判断（D.I.）

平成30年5月現在、調査産業全体として労働者不足であるが、特に建設業、情報通信業、郵便業・郵便業、運輸業・運輸業、建設業、情報通信業などの業種で労働者が不足。



(注) ・正社員等の数値。

・「労働者過不足判断D. I.」とは、不足と回答した事業所の割合から過剰と回答した事業所の割合を差し引いた値。

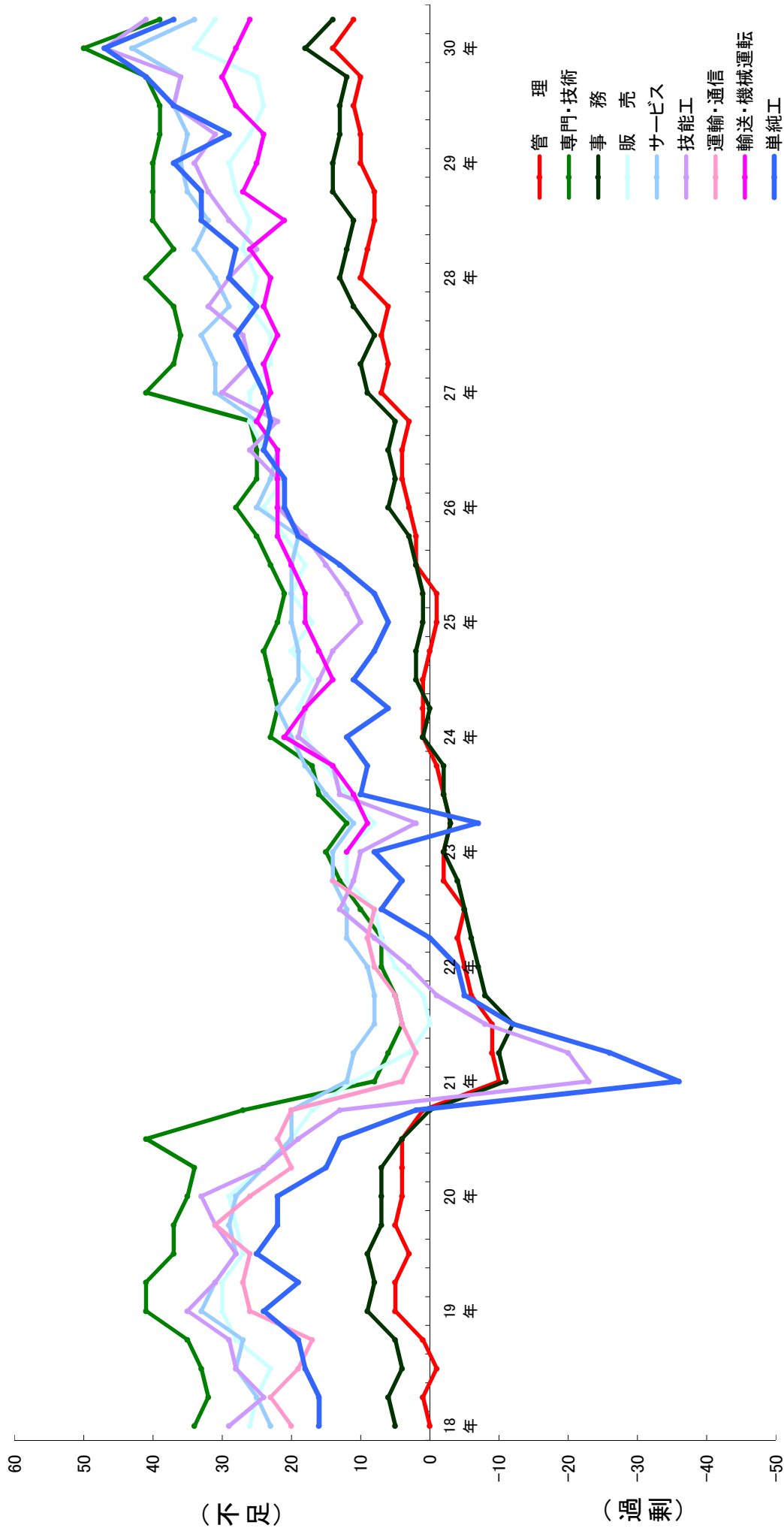
・日本標準産業分類の改定（平成19年11月）に伴い、平成21年調査から新産業分類に基づき、産業分類を変更したため、

一部、平成20年11月調査と平成21年2月調査とは接続しない。（点線部）

出典：厚生労働省「労働経済動向調査」

【別紙7】職種別労働者の過不足状況判断（D.I.）

職種別では、平成30年5月現在、全体として労働者不足であるが、特に技能工、専門・技術職、単純工が不足。



- (注)
- ・調査産業計の数値。
 - ・「労働者過不足判断D. I.」とは、不足と回答した事業所の割合と回答した事業所の割合を差し引いた値。
 - ・平成23年2月より、それまでの「運輸・通信」に代えて「輸送・機械運転」を導入。

参考資料 外国人材受入れに関する閣議決定等

経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)(抜粋)

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

4. 新たな外国人材の受入れ

中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきている。このため、設備投資、技術革新、働き方改革などによる生産性向上や国内人材の確保を引き続き強力に推進するとともに、従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある。

このため、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設する。また、外国人留学生の国内での就職を更に円滑化するなど、従来の専門的・技術的分野における外国人材受入れの取組を更に進めるほか、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組む。

(1) 一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる新たな在留資格の創設

現行の専門的・技術的な外国人材の受入れ制度を拡充し、以下の方向で、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とした新たな在留資格を創設する。

① 受入れ業種の考え方

新たな在留資格による外国人材の受入れは、生産性向上や国内人材の確保のための取組(女性・高齢者の就業促進、人手不足を踏まえた処遇の改善等)を行ってもなお、当該業種の存続・発展のために外国人材の受入れが必要と認められる業種において行う。

② 政府基本方針及び業種別受入れ方針

受入れに関する業種横断的な方針をあらかじめ政府基本方針として閣議決定するとともに、当該方針を踏まえ、法務省等制度所管省庁と業所管省庁において業種の特性を考慮した業種別の受入れ方針(業種別受入れ方針)を決定し、これに基づき外国人材を受け入れる。

③ 外国人材に求める技能水準及び日本語能力水準

在留資格の取得に当たり、外国人材に求める技能水準は、受入れ業種で適切に働くために必要な知識及び技能とし、業所管省庁が定める試験等によって確認する。また、日本語能力水準は、日本語能力試験等により、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することが確認されることを基本としつつ、受入れ業種ごとに業務上必要な日本語能力水準を考慮して定める。ただし、技能実習(3年)を修了した者については、上記試験等を免除し、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとする。

④ 有為な外国人材の確保のための方策

有為な外国人材に我が国で活動してもらうため、今後、外国人材から保証金を徴収するなど悪質な紹介業者等の介在を防止するための方策を講じるとともに、国外において有為な外国人材の送り出しを確保するため、受入れ制度の周知や広報、外国における日本語教育の充実、必要に応じ政府レベルでの申入れ等を実施するものとする。

⑤ 外国人材への支援と在留管理等

新たに受け入れる外国人材の保護や円滑な受入れを可能とするため、的確な在留管理・雇用管理を実施する。受入れ企業、又は法務大臣が認めた登録支援機関が支援の実施主体となり、外国人材に対して、生活ガイダンスの実施、住宅の確保、生活のための日本語習得、相談・苦情対応、各種行政手続に関する情報提供などの支援を行う仕組みを設ける。また、入国・在留審査に当たり、他の就労目的の在留資格と同様、日本人との同等以上の報酬の確保等を確認する。加えて、労働行政における取組として、労働法令に基づき適正な雇用管理のための相談、指導等を行う。これらに対応するため、きめ細かく、かつ、機能的な在留管理、雇用管理を実施する入国管理局等の体制を充実・強化する。

⑥ 家族の帯同及び在留期間の上限

以上の政策方針は移民政策とは異なるものであり、外国人材の在留期間の上限を通算で5年とし、家族の帯同は基本的に認めない。ただし、新たな在留資格による滞在中に一定の試験に合格するなどより高い専門性を有すると認められた者については、現行の専門的・技術的分野における在留資格への移行を認め、在留期間の上限を付さず、家族帯同を認めるなどの取扱いを可能とするための在留資格上の措置を検討する。

(2) 従来 of 外国人材受入れの更なる促進

留学生の国内での就職を促進するため、在留資格に定める活動内容の明確化や、手続負担の軽減などにより在留資格変更の円滑化を行い、留学生の卒業後の活躍の場を広げる。また、「高度人材ポイント制」について、特別加算の対象大学の拡大等の見直しを行う。これらの前提として、日本語教育機関において充実した日本語教育が行われ、留学生在が適正に在留できるような環境整備を行っていく。さらに、留学生と企業とのマッチングの機会を設けるため、ハローワークの外国人雇用サービスセンター等を増設する。

また、介護の質にも配慮しつつ、相手国からの送出し状況も踏まえ、介護の技能実習生について入国1年後の日本語要件を満たさなかった場合にも引き続き在留を可能とする仕組みや、日本語研修を要しない一定の日本語能力を有するEPA介護福祉士候補者の円滑かつ適正な受入れを行える受入人数枠を設けることについて検討を進める。このほか、クールジャパン関連産業の海外展開等を目的とする外国人材の受入れを一層促進するための方策や、我が国

における外国人材の起業等を促進し、起業家の受入れを一層拡大するための方策について検討を進める。

(3) 外国人の受入れ環境の整備

上記の外国人材の受入れの拡大を含め、今後も我が国に滞在する外国人が一層増加することが見込まれる中で、我が国で働き、生活する外国人について、多言語での生活相談の対応や日本語教育の充実をはじめとする生活環境の整備を行うことが重要である。このため、2006年に策定された『生活者としての外国人』に関する総合的対応策を抜本的に見直すとともに、外国人の受入れ環境の整備は、法務省が総合調整機能を持って司令塔的役割を果たすこととし、関係省庁、地方自治体等との連携を強化する。このような外国人の受入れ環境の整備を通じ、外国人の人権が護られるとともに、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組んでいく。

なお、法務省、厚生労働省、地方自治体等が連携の上、在留管理体制を強化し、不法・偽装滞在者や難民認定制度の濫用・誤用者対策等を推進する。

まち・ひと・しごと創生基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)(抜粋)

Ⅲ. 各分野の施策の推進

1. わくわく地方生活実現政策パッケージ

(3) 地方における外国人材の活用

<概要>

地方創生の取組によるインバウンドや地元産品輸出の拡大の活発化、在留外国人の更なる増加に伴う、多文化共生等の充実等により、地方公共団体においては、外国人材の活用ニーズが高まることを見込まれる。これに対応すべく、これまでの取組に加え、アジアや中南米をはじめとした在外の親日外国人材を掘り起こし、外国人材と地方公共団体のそれぞれのニーズをマッチングさせるための仕組みを構築する。また、地方公共団体等における外国人材が多様な活動ができるようにするため、複数の在留資格にまたがる活動に従事することが可能となるよう包括的な資格外活動許可を新たに付与する。さらに、日本の大学等を卒業した外国人留学生がその専門能力を十分に発揮できるよう高度人材ポイント制の拡充や在留資格変更手続きの簡素化等を行う。

また、外国人材の地域での更なる活躍を図るとともに、地域における多文化共生施策を一層推進する。

【具体的取組】

◎外国人材による地方創生支援制度の創設

- ・外国人材を要望する地方公共団体のニーズに応えるべく、在外公館において、国際交流基金及び国際協力機構(JICA)と連携し、日本語学習者や日系人、元国費外国人留学生等の在外親

日外国人材の掘り起こしを図るため、地方公共団体において活躍したいと望む外国人材への広報(大使館HP等)を行う。これらの取組を通じて得られた情報を基に、地方公共団体において活躍したいと望む外国人材と地方公共団体のニーズ(地方創生業務)を円滑にマッチングさせるための仕組みを構築する。

- ・地方公共団体等において、外国人材が安定的に雇用され、柔軟かつ効率的に活動できるように外国人材の活用による海外展開、多文化共生、災害対応や教育等、幅広く活動することが可能となる包括的な資格外活動許可を新たに付与する。

◎外国人留学修了者の専門人材としての積極活用

- ・高度人材に出入国管理上の優遇措置を講じる高度人材ポイント制について、特別加算の対象大学を拡大する。
- ・外国人留学修了者が就労する際の在留資格変更申請手続きについて、中小企業についても、一定の基準を満たす場合に、大企業と同じ提出資料となるよう簡素化する。
- ・外国人留学修了者が就労する際の在留資格変更許可に当たって、特に在留資格「技術・人文知識・国際業務」において、大学・大学院の卒業・修了者の専攻分野と業務との関連性について、柔軟に判断しているところであるが、この旨をガイドラインにおいて、より明確化する。

◎外国人留学生の大学入学資格の緩和

- ・多様な国・地域からの留学生を受け入れ、大学の国際化を一層進めるため、学校教育における11年以上の課程を有し、修了時に大学相当の学校への入学が認められる外国の課程について確認を行い、我が国でも大学入学資格を認めるよう検討を進め、速やかに成案を得る。

◎外国人材の地域での更なる活躍等

- ・JETプログラム国際交流員(CIR)が、地域の経済団体等と連携して業務を行うことを促進するなど、インバウンドや海外販路開拓等に従事するCIRの一層の拡大を行う。
- ・外国人材の地域への定着に向け、地方公共団体等との連携により、JETプログラム終了者や留学生等が地域産業の担い手や地域おこし協力隊員等として活躍できるよう、マッチングの機会の拡大等を行う。
- ・また、地域におけるベストプラクティスの共有・展開や、多文化共生施策の担い手の育成を進めるなど、地域における多文化共生施策を一層推進する。

今後のわが国の大学改革のあり方に関する提言

(平成30年6月19日一般社団法人日本経済団体連合会)(抜粋)

Ⅱ. 求められる大学改革

1. 大学教育の質の向上に向けた改革

(1) 大学教育の質保証に向けた改革

④ グローバル化のさらなる推進

わが国の大学は、グローバル化への対応においても遅れており、外国人留学生の数および日本から海外への留学生数は諸外国に比べて少ない。外国人留学生の受け入れに関しては、政府は2020年までに受け入れ留学生数を30万人にするとの目標を掲げており¹、2017年度には27万人に達しているが、実際には日本語教育機関や専修学校への留学生数が約半数を占めており、大学での受け入れは8万人弱となっている²。外国人教員数はさらに少ないのが現状である。

大学のグローバル化を進めるためには、まずは双方向の留学生交流をさらに推し進めることが重要である。これまで経団連が累次の提言³で求めてきたように、「30万人計画」の達成に向けて、わが国の大学が外国人留学生にとって魅力的な留学先となるよう、関係省庁・機関や産業界が協力して、受け入れ環境の充実や日本企業への就職などを促進すべきである。大学の側も、英語で履修できるカリキュラムを拡大することが必要であり、その前提として学生の英語力向上が求められる。さらに、優秀な外国人教員を採用できるよう、教員の報酬のあり方や報酬体系などを見直すべきである。

また、ツィニング・プログラム、ジョイント・ディグリー、ダブル・ディグリー・プログラム⁴など、日本の大学の海外大学との連携や海外展開の事例なども増えてはきているが、さらに拡大する必要がある。

今後の外国人材の受け入れのあり方に関する意見

(平成29年11月16日日本商工会議所、東京商工会議所)(概要)

別添参照

¹ 2008年1月8日の第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説において発表、その後、2013年6月の「日本再興戦略」および「第2期教育振興基本計画」に明記

² 出所:文部科学省資料

³ 「第3期教育振興基本計画に向けた意見」(2017年6月20日)、「今後の教育改革に関する基本的考え方ー第3期教育振興基本計画の策定に向けてー」(2016年4月19日)など

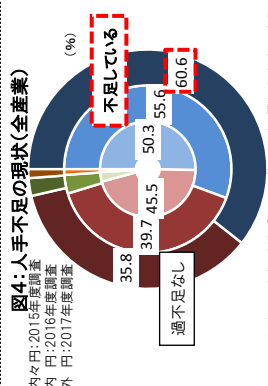
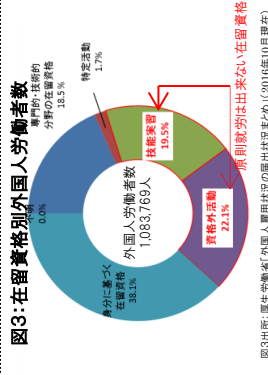
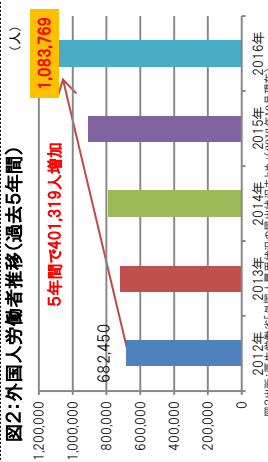
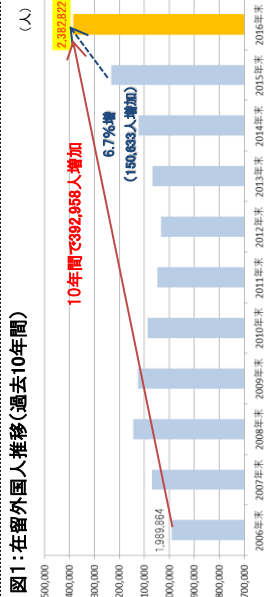
⁴ ツィニングは留学による編入・転学、ジョイント・ディグリーは複数の大学が共同で単一の学位を授与する制度、デュアル・ディグリーは複数の大学のそれぞれが学位を授与する制度

今後の外国人材の受け入れのあり方に関する意見【概要】

～「開かれた日本」の実現に向けた新たな受け入れ策の構築を～

【外国人材受け入れの現状】

- わが国における在留外国人は、中長期在留者および特別永住者を合わせ、2,382,822人であり(2016年末現在)、対前年同期比で6.7%(150,633人)増加している(図1参照)。
- 在留外国人の内、日本で就労をしている者は、2016年10月末現在1,083,769人で、前年同期比で19.4%(175,873人)増加。4年連続で過去最高を更新し、初めて100万人を超えた(図2参照)。
- 在留資格別に外国人労働者数を見ると、「資格外活動」と、「資格外活動」以外の「在留資格で就労を行う者が4割以上であり、年々増加している(図3参照)。
- 日商が実施した調査(人手不足への対応に関する調査)では、「人手不足」と回答した割合が3年連続で上昇し、直近の調査では6割に達する(図4参照)。



- 本来、人手不足を理由に企業の外国人材へのニーズが増えているのであるが、「就労が認められる在留資格」で就労する外国人材が増加するのが自然。
- しかし実態は、原則、就労が認められない在留資格で就労している者が増加していることから、企業が求めるニーズと在留資格が乖離していると考えられる。
- 対応策として、**I. 既存の在留資格の範囲を超えた、より開かれた日本の実現に向けた、新たな受け入れ制度の構築に関する検討を政府で行うこと、II. 就労が認められる現在の在留資格について、より積極的に外国人材を受け入れるための早急に検証・見直しを行うことが必要。**

15 I. 外国人材の受け入れに係る新たな制度の構築について(要望項目)

- 受け入れる外国人材は「専門的・技術的分野の外国人材」に限定するという、これまでの原則に縛られない、企業の実情や今後のわが国経済を見据えた、より開かれた受け入れ体制を構築すること
- 少子高齢化が進む諸外国の貴重な外国人材を積極的を受け入れるという姿勢を内外に示すとともに、就労先としてわが国が選ばれよう、官民を挙げて受け入れ環境を整備すること※
- ※ 企業においては働き方改革を推進
- 諸外国の例を参考に、移民政策とは異なる非技術的分野の受け入れ制度のあり方について、課題等を整理する「検討の場」を政府において早急に設置すること
- 外国人材の受け入れを円滑に推進するために、企業や国民に対して、諸外国の文化、習慣、伝統などの情報発信・意識啓発※を強化すること ※宗教上(ハラール等)や生活習慣の違い等

論点	視点
非技術的分野の受け入れ	諸外国(例: 韓国等)の事例等を参考に、移民とは別の形で単純労働に資する外国人材を受け入れるべきか。その際、受け入れ教・期間、移動の自由等をいかに設定すべきか。
日系人の受け入れ拡充	日系人の中で特別の配慮を設けるべきか。 日系4世まで特別の配慮を設けるべきか。
外国人材の生活環境整備	住居、教育、医療等生活環境の整備を進めるべきではないか。その際、整備に係る費用等は誰が負担すべきか。また、住民の理解をいかに得るべきか。
不法滞在・不法就労への対応	不法滞在・不法就労への対応をどのように行うべきか。
外国人材の受け入れに係る政府間取決め	外国人材の受け入れに際し、政府間取決めを徹底すべきか。その際、相手国に何を求めるべきか(日本語、文化、習慣の習得等)

II. 外国人材の受け入れに係る既存の在留資格・制度の課題と要望について

《課題事項》

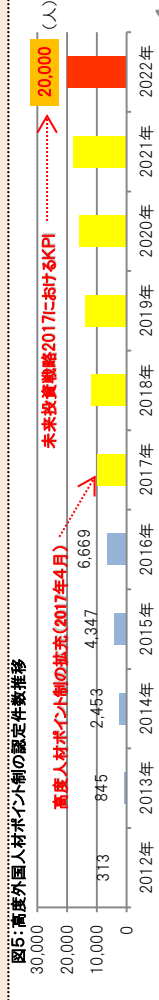
1. 高度専門職(高度外国人材) 2016年末6,669人※

- ・高度外国人材の認定に係る目標を達成するために、新規入国者を含め、より一層認定数を拡充する必要がある
- ・高度外国人材に関して、制度の内容等が企業に浸透していない(特に中小企業)

《要望事項》

1. 高度専門職(高度外国人材)

- ・高度外国人材認定の一層の拡大に向け、企業および外国人材へ制度周知を拡充すること
- ・高度外国人材の中小企業への就業を一層促進させるため、マッチング等の支援(合同会社説明会等)を強化すること



※ 高度専門職の在留資格で新規に入国した外国人材(2015年136人、2016年229人)。
※ 2014年1月の入管法改正により、高度人材と認定された外国人材に最初が付与する在留資格「高度専門職1号」と、当該在留資格を持つ一定期間在留した外国人材を対象とする在留資格「高度専門職2号」が創設された(2015年4月施行)。
※ 高度専門職が創設される以前に高度ポイント制により高度人材と認定された外国人材には「特定活動」の在留資格が付与された。

《重要事項》

2. 留学(外国人留学生)

外国人留学生の日本での就職を増加させるため、留学ステージ(段階)に応じたきめより細かな対応を早急を実施すること
 ・わが国の大学等を卒業した外国人留学生が、引き続き日本で就労を希望する場合において、卒業生に特化した在留資格を付与(創設)すること

《外国人留学生と企業のマッチング事例》

東京商工会議所では、卒業後、日本で就職を希望する外国人留学生と会員企業とのマッチング促進を目的に、外国人留学生を対象とする合同会社説明会を毎年実施している。



参加した外国人留学生に自身の概要を説明

3. 技能実習(外国人技能実習生)

・本年11月に施行された新制度についての効果検証を行うこと
 ・一般監理事業(優良な監理団体)の下、優良な成績を残した技能実習生が再入国する際のインセンティブの構築を検討すること(他の在留資格へ切り替えを行う際、手続きの簡素化を行う等)
 ・2号移行(実習2年目以降)対象職種の適宜見直しおよび必要が認められた際の拡充を行うこと
 ・商工会議所をはじめとした経済団体が監理団体を実施する際の運営方法の見直しおよび、公的機関等が監理団体を実施するなど、今後のあり方に関して検討すること
 ・建設・造船に認められてもいる。技能実習終了後、特定活動として引き続き就労可となる特例制度について、他の職種についても拡大を検討すること

《技能実習生の活躍事例》

大野商工会議所(福井県)にて技能実習生として来日した李海波(リ・カイハ)氏は、期間満了後、中国に限らず業務に従事するため、技術・人文知識・国際業務の在留資格を得て再来日し、現在は、同所において技能実習制度を担当する通訳として活躍している。



入国後研修で通訳をする李氏



海外研修で通訳をする李氏

4. 技術・人文知識・国際業務(技術者)

「技術」の定義を早急に見直し、生産や施工等の現場作業に従事するいわゆる「技術者」も含めること
 ・「技術者」を認める場合においては、「大学卒業以上」および「10年以上の実務経験」の要件を緩和すること

5. 技能(特殊専門職)

・技能の解釈を広げるとともに、現行9項目に限定されている範囲について、追加を前提とした見直しを行うこと
 ・日本の国家資格を取得した外国人人材がわが国で就労できるよう、一定の要件のもと、資格取得者に「技能」の在留資格を与えることを早急に検討すること

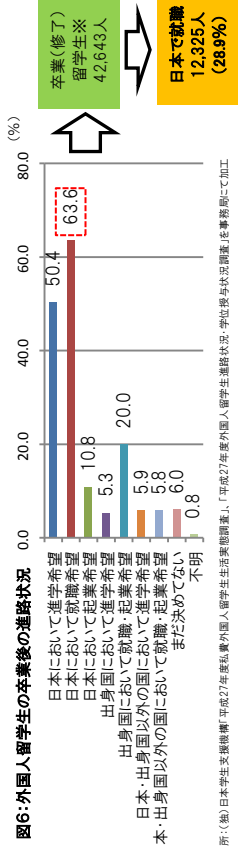
6. 特定活動(国家戦略特別区域内で従事する外国人材)

・成果が認められた事業は、速やかに全国的に規制を緩和すること
 ・農業のみならず、林業、漁業など人手不足に直面している他の産業についても、特区事業として実施すること

《課題事項》

2. 留学(外国人留学生) 2016年末277,331人

日本での就労を希望する留学生は6割であるが、実際に就職している者は卒業生全体の3割程度である(図6参照)
 ・外国人留学生受け入れ前から卒業時までのフォローアップが十分でない
 ・外国人留学生が日本の企業に就職を希望する際、選択先が大学等で学んだ専門分野に限定されてしまふ(汎用性がない)
 ・企業が外国人留学生を雇用する際、在留資格の切り替え手続き(「留学」から「他の在留資格」)が煩雑となっている



出所: (独)日本学生支援機構「平成27年度私費外国人留学生生活実態調査」(平成27年度外国人留学生生活実態調査)を基に作成
 ※平成27年度中に卒業(修了)した外国人留学生

3. 技能実習(外国人技能実習生) 2016年末228,588人

・2号移行(実習2年目以降)対象職種が76職種136作業に限られている
 ・新制度において監理団体に求められる要件が厳格化し、負担増加が懸念される

図7: 技能実習制度の見直しの内容

項目	旧制度	新制度
監理団体の責任強化	監理団体や実習業者の義務・責任が不明確であり、実習業者が十分 ※監理団体は個人	監理団体については許可制(法務省、厚労省両省大臣認定)の実施業者については個人制とし、技能実習計画は個人に設定とする
法的指導権限を持った機関の設置	民間機関である国際研修協力機構(JITCO)が、法的権限がないまま巡回指導。	新たに外国人技能実習機構を創設し、同機構が監理団体等に指導を求め、実地に就業する等の業務を実施(法的権限を有する)。
実習生の保護体制の強化	通報・申立窓口を整備、人権侵害行為等に対する罰則等を整備。実習生先要支援を充実。	健闘な監理団体として認定された場合、実習実施期間を5年へ延長(一旦帰国後、最大2年間の実習)。
実習実施期間の延長	原則1年、最長3年。 ※建設、造船業は2020年までの緊急かつ限定的措置として最長5年を認める。	

4. 技術・人文知識・国際業務(技術者) 2016年末161,124人

・建設・製造業では、現行の「技術」の定義に当てはまらない「技術者」への需要が高い
 ・大学卒以上もしくは、10年以上の実務経験を有することとする要件が障壁となっている

5. 技能(特殊専門職) 2016年末39,756人

・「技能」で定める項目が9項目に限定されている
 ・わが国の国家資格を取得しても「技能」とは認められず、その後の就職に結びつかない

図8: 「技能」で定める項目一覧

項目	省令で定める内容
①調理師	料理の調理又は食品の製造に係る技能で外国において特殊なものを要する業務に従事する者(フランク料理や中華料理等の調理師)
②建築技術者	外国に特有の建築又は土木に係る技能を有する者
③外国製品の製造・修理	外国に特有の製品の製造又は修理に係る技能を有する者
④宝石・貴金属・毛皮加工	宝石・貴金属又は毛皮の加工に係る技能を有する者
⑤動物の飼養	動物の飼養に係る技能を有する者
⑥船舶の運転	船舶の運転のための海惑認知、地熱開探のための海底地質調査に係る技能を有する者
⑦航空機の整備	航空機の整備に係る技能を有する者(パイロット等)
⑧スポーツ指導者	スポーツの指導に係る技能を有する者(しくはこれに準じている者(オリンピック大会、世界選手大会その他の国際的な競技会に出場したことがある者等))
⑨ワイン醸造等	ぶどうの収穫の鑑定、評価及び関係並ぶにぶどう酒の醸成に係る技能を有する者(ソムリエ等)

ポスト留学生30万人計画を見据えた留学生政策（現状・課題）

中教審大学分科会将来構想部
会（第9期・第19回）資料

現状・背景

【留学生30万人計画の現状】

2017年現在26.7万人であり、
2020年までに**30万人の受入れ達成**
に近づく

【課題】

○大学の国際化
→ **学部段階での受入れ環境整備や海外における日本の大学のプレゼンス向上に課題**

○諸外国との架け橋人材の育成
→ 留学生の **9割以上がアジア出身**
→ 架け橋となる **留学経験者のフオーローアップ**が不十分

○高度外国人材としての定着
→ 少子高齢化により、高度外国人材の卵としての **留学生の我が国企業への就職の期待の高まり**

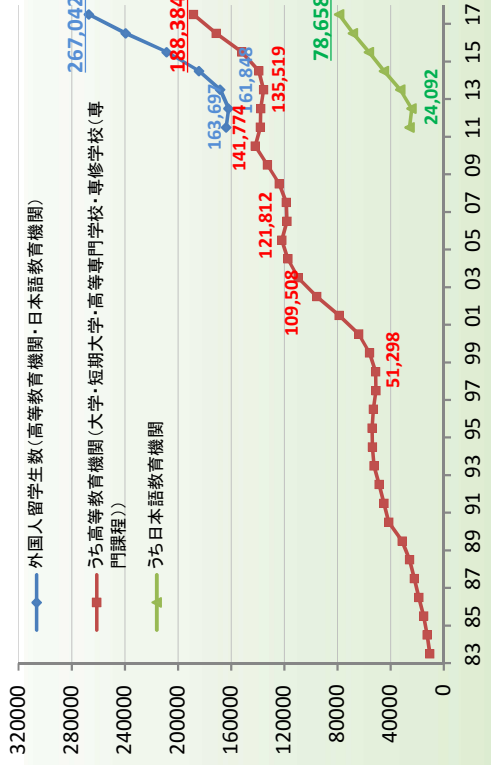
※留学生受入れの質に関する懸念
→ **働きながら学ぶ留学生の増**
→ 日本語等学習面への影響、**中途帰国・犯罪への関与等**の懸念



○各国による優秀な留学生の獲得競争がますます熾烈化、一方で主要受入れ国の変化による機会の拡大
○「ポスト30万人計画」を見据え、我が国に優秀な留学生を確保するため、これまで以上に戦略的な受入れ政策が必要

○我が国の外国人留学生数

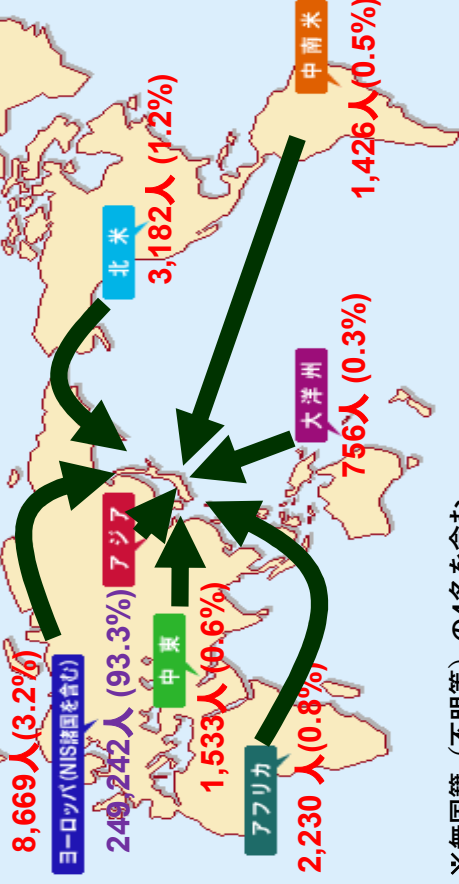
（各年5月1日現在）



地域別・外国人留学生数

（2017年5月1日現在）

Total : 267,042人

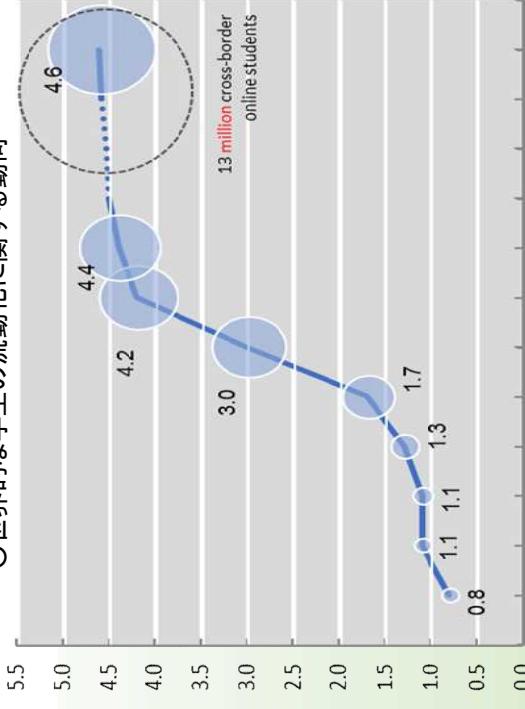


※無国籍（不明等）の4名を含む

出典：(独)日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」



○世界的な学生の流動化に関する動向



1975 1980 1985 1990 1995 2000 2005 2010 2011 2012 2013 2014 2015
(Education at a Glance 2017:OECD統計)

【世界的な動向】

- 世界における **留学生交流数の伸びが2010年ごろを境に鈍化**
- 主要な **留学生受入れ国の変化**
 - 米国の新規受入れ数の減
 - 欧州の難民問題等の影響
- 新たな受入れ国の台頭
 - 中国の受入れ数が40万人突破

ポスト留学生30万人計画を見据えた留学生政策（今後の政策）

留学生の受入れにより目指す大学の姿

- ◆ 「留学生の受入れのためのプログラム」を脱却し、日本人学生・留学生・社会人などの多様な価値観が交わることで新たな価値創造を促す、真の「大学の国際化」を実現
- ◆ 地方の大学でも留学生が広く積極的な役割を果たし、グローバル時代の地域の発展を担う人材を育てるキャンパスを実現
- ◆ 英語プログラムや日本語教育の充実、学事暦の柔軟化、留学生のサポート制度等、大学の国際化の取組の成果を全国に普及し、グローバル人材育成の拠点を形成



大学が持つ強み・特色に応じて多様な留学生ニーズに応える教育環境を整備することを通じ、大学改革に貢献

留学生政策の方向性

(1) 大学の国際化を実現する多様な留学生交流の推進

- 留学生の受入れを大学の国際化に効果的に結びつけるため、学部段階における受入れの拡充
- 海外協定校と連携したダブル/ジョイントディグリー、ツィニング等、多様な形態による留学生交流の推進

(2) 留学経験者のネットワークの拡大と可視化

- 我が国と幅広い諸外国との懸け橋となりうる人材の育成につながる受入れ国・地域の多様化
- 日本留学経験者のネットワーク構築と、二国間関係強化・国際共同研究・企業の海外展開等における積極的な活用

(3) 高度外国人材としての留学生の我が国への定着促進

- 企業の高度外国人材のニーズを踏まえ、大学・自治体・企業が連携した留学生の就職促進の取組の全国展開
 - 日本留学の誘いのワンストップサービスを通じ、大学等を経て日本で高度人材として活躍するキャリアパスの魅力発信
- ※ 留学生が確実に学位取得・単位取得しキャリアアップを図れるよう、大学における留学生受入れの質を確保

今後の施策

海外大学との連携による戦略的な留学生交流の推進

- 日本の設置基準に基づく海外校の運用改善に加えて、日本の大学との協定による学位プログラム(ツィニングプログラム等)を提供する海外大学の増加
- 海外の協定校等からの日本への転入学等を促進
- 多様な国からの留学生受入れ促進のための大学入学資格の緩和

日本語準備教育(フアウンデーションコース)の積極的活用

- 留学生の受入大学と海外の大学や日本語学校等との連携による日本語準備教育(フアウンデーションコース)の設置推進

産学官による就職促進の仕組みの構築

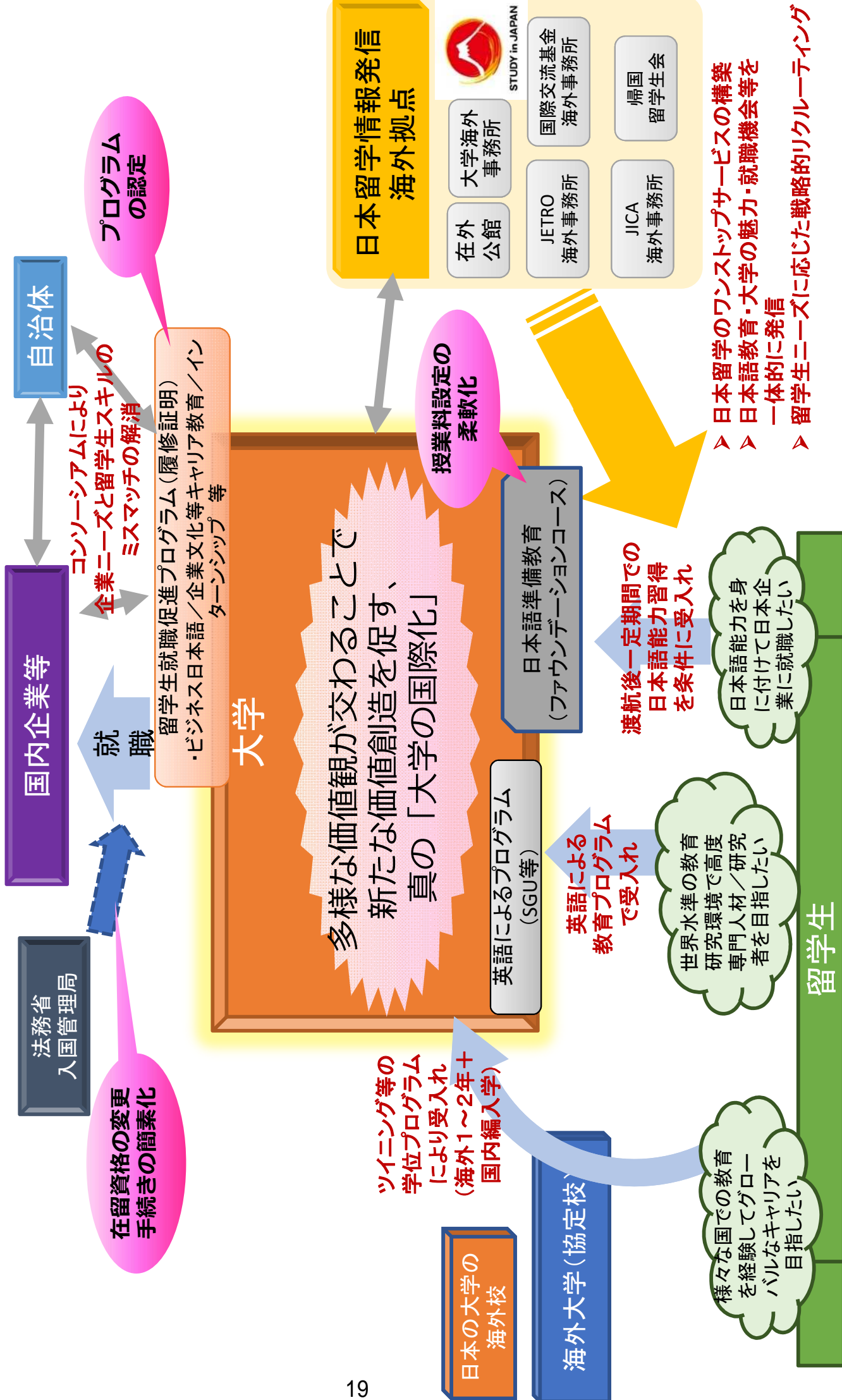
- 産学官コンソーシアムが構築する留学生就職促進プログラムを履修証明プログラム等として認定し、在留資格変更における手続きの緩和
- 日本での就職を目指す留学生へのインセンティブとなるよう奨学金の重点化
- 産学官による地域人材育成の一環としての留学生・日本人学生混住型の住環境の整備

留学情報の一元化・海外でのリクルーティング強化

- 在外公館、大学、JETRO等の海外拠点の連携による日本留学情報発信のワンストップサービスの構築(「Study in Japan」ポータルサイト/「日本留学海外拠点連携推進事業」/大学ポータルサイトの普及)により、留学によるキャリアアップの魅力を発信
- 留学経験者ネットワークと連携した戦略的リクルーティング
- 留学生の共通試験としての「日本留学試験」の海外での利用促進・渡日前入試の推進

ポスト留学生30万人計画を見据えた留学生政策（イメージ）

- 留学生のニーズや受入れ大学の強みに応じた多様な留学生の受入れを推進
- 日本語教育、大学教育、就職機会など、日本留学の入口から出口まで通じた魅力をワンストップで発信



ポスト留学生30万人計画を見据えた留学生政策について

平成30年4月27日

1. 「留学生30万人計画」の現状と課題

(1) 「留学生30万人計画」の現状

- 我が国における外国人留学生の受入れについて、平成29年5月1日現在の高等教育機関及び日本語教育機関における在籍者数は、27万人弱（高等教育機関では19万人弱）である。このような状況から、現在の受入れ数の伸びが続けば、今後2～3年のうちに、2020年を達成目標とする30万人に到達することが考えられる。

(2) 課題

- 一方、「留学生30万人計画」の策定当時に想定していた、留学生受入れの拡大に伴う課題も見られる。
- まず、留学生数の増加によって、大学の教育研究の国際化を図り、ひいては我が国の大学の国際競争力を向上させるという目的に関しては、学部段階での受入れ拡大において、英語のプログラムの開設や海外からの入試方法、定員管理などの課題がある。SGU採択校を中心に、これらの課題に取り組んできているが、現状では、地方大学や私立大学において留学生の受入れの取組にはばらつきがある。留学生を受け入れるための体制整備（授業科目、入試方法、定員等）について、優良事例や失敗事例を検証するとともに、海外の高校生への戦略的なリクルート方法等も検討していくことが求められる。
- 次に、留学生の受入れによって途上国をはじめとする諸外国の人材育成に貢献し、我が国との架け橋となる人材を輩出するという目的に関しては、留学生の受入れ数のうち93%はアジア諸国からの受入れとなっており、地球儀を俯瞰する観点から多様な出身国からの受入れを図ることが課題である。また、日本留学の経験者のネットワークを形成し、我が国との架け橋として活用する取組も行われているものの、SNSの活用など

情報ネットワーク時代における留学経験者のネットワークの可視化に課題がある。

- 最後に、これらの「留学生30万人計画」策定当初の2つの目的に加えて、近年では、少子高齢化の進展で日本人の生産年齢人口が減少していく中、AIを始めとする第四次産業革命時代のリテラシーや汎用的能力と専門性を兼ね備えた高度人材へのニーズも一層高まることが予想され、高度外国人材の卵である留学生が卒業後日本に留まり、我が国企業の国際競争力や大学等の研究力の向上に貢献してほしいという期待も高まっている。
- その一方、在学中に資格外活動としてアルバイトとしての就労に従事しながら学生生活を送る留学生が近年急増している。これらの背景には、近年我が国への受入れ数が増えている非漢字圏のアジア諸国において、アルバイトを含む我が国での就労により収入を得ることを期待する学生や、これを後押しする斡旋業者の存在、経営上の理由で留学生獲得を望む日本の教育機関、主に非熟練労働の人材不足で外国人材に期待する労働現場のニーズ等があると考えられる。アルバイトに傾倒した結果、留学生の日本語能力の習得や大学での学修に悪影響を及ぼすのみならず、中途退学したり、留学費用等の借金返済のために犯罪に関与する等の懸念が示されている。

(3) 世界的な動向

- 我が国を取り巻く環境に目を向けると、世界的な留学生交流を巡る状況にも近年変化が見られる。
- 世界各国で国境を越えて高等教育機関で学ぶ留学生の数は、1980年代の約110万人から急激に増加し2010年には420万人に達したが、その後の増加ペースは緩やかになってきている(2015年に460万人)。この背景としては、これまで留学生の世界への送り出しを牽引してきた新興国やアジア等の途上国において国内の高等教育機関の整備が進んできていることも要因の一つと考えられる。一方、受入れ国の状況としては、トランプ政権下の米国における新規の留学生受入数が2016-17年にはじめて減少に転じたほか、欧州においても難民受入れ問題の留学生を含む人の移動への影響について懸念が生じている。他方で中国での留学生受入れ

数が40万人を超えるなど、留学生の主要な受入れ先の状況にも変化が見られる。世界的な留学生交流数の伸びが緩やかになり各国間での留学生獲得競争が激化する一方、留学生の主要な受入れ国のシフトによって、優秀な留学生を招き入れる機会が拡大する可能性もあり得る状況である。

2. 留学生の受入れを通じて目指す大学の姿

- このような我が国と世界を取り巻く状況を踏まえ、ややもすれば内に閉じていると指摘されることがある我が国の大学は、大学教育のグローバル化にこれまで以上に積極的に取り組むことが必要である。具体的には、留学生の受入れに特化した教育プログラムから脱却し、日本人学生・留学生・社会人学生等が共に学び、多様な価値観の中で切磋琢磨することにより、新たな価値を創造することを促すような、真にグローバルな教育プログラムを提供するための全学的な体制整備に取り組むことが求められるのではないかと。
- このことは、世界水準の教育研究拠点を目指す研究大学のみならず、地方の大学においても、グローバル時代の地域の発展を担う専門人材の育成という形で地域に貢献することを目指すのであれば、我が国を深く理解し、我が国の経済・社会で活躍することを希望する留学生にとって魅力があるキャンパスづくりは、喫緊の課題となるのではないかと。
- このような真の「大学の国際化」に向けた取組は、スーパーグローバル大学創成支援事業に採択された大学のみならず、国内の様々な大学で進められている。この中で、英語プログラムや日本語教育の充実、学事暦の柔軟化、留学生のサポート制度の充実等の先進的な取組が行われているが、このような国際化の取組の成果を全国に普及させ、グローバル人材・グローバル人材育成のための拠点を形成していくことが必要である。それぞれの大学が自らの強みや特色を踏まえ、様々なニーズを持つ諸外国の留学生の動向を分析し、より優秀な留学生を惹きつけることができる教育環境・体制を整備していくことが、社会の期待に応える大学改革の取組へとつながるのではないかと。

3. ポスト「留学生30万人計画」を見据えた今後の留学生政策の在り方

- 以上で整理した現状と課題を踏まえ、ポスト「留学生30万人計画」となる2021年以降の在り方については、今後、「留学生30万人計画」を策定した関係府省連絡会議により検討することとなるが、この「ポスト『留学生30万人計画』」を見据えた留学生政策のあるべき方向性としては、以下のとおり整理できるのではないかと。

(1) 大学の国際化を実現する多様な留学生交流の推進

- 留学生の受入れが各大学の強み・特色や社会のニーズに応じた大学の教育研究の国際化に効果的に結びつくよう、大学院レベルとともに、学部段階においても、多様な出身国からの優秀な留学生を戦略的に受入れるべきではないかと。その際、日本人学生と留学生が異文化の中で切磋琢磨する教育環境を確保する観点から、従来の正規課程における学位取得目的の受入れに加えて、協定校等と連携したダブルディグリー・ジョイントディグリーやツィニング・プログラム等による留学生交流の推進など、より多様な形態での留学生受入れにより、大学の国際化を実質化するべきではないかと。

(2) 留学経験者のネットワークの拡大と可視化

- 留学生の出身国の多様化を図り、我が国との二国間関係の強化や国内の各分野での高度外国人材に対するニーズ等の観点から今後我が国と幅広い諸外国との架け橋となり得る優秀な人材を育成できるよう、多様な国・地域からの留学生の受入れを推進するべきではないかと。
- また、日本留学経験者とのネットワークを今後の諸外国との関係の強化や、大学の国際研究ネットワーク構築、更には我が国企業の国際展開と国際競争力の強化につなげていくため、SNS等を活用した日本留学経験者のネットワークを構築し、これらのネットワークを通じて留学経験者が産学官の様々な関係者とのつながりを持てる仕組みを構築するべきではないかと。

(3) 高度外国人材としての留学生の我が国への定着促進

- 第四次産業革命や Society5.0 に直面する我が国企業の専門的・技術的人材のニーズや企業の国際展開を担う人材ニーズを踏まえつつ、世界各国から優秀な留学生を大学に受入れて、日本を深く理解する高度外国人材として育成し、卒業後に社会人として我が国の経済・社会で活躍してもらえよう、産学官を挙げた協力の仕組みを構築するべきではないか。またこのような日本留学後のキャリアパスの魅力を留学生のリクルーティングの段階から海外で重点的に発信し、入口から出口まで一貫した留学生受入れ戦略に基づいた優秀な留学生の獲得につなげていくべきではないか。
- その際、留学生の在学中の過度のアルバイト等による学習面への悪影響を念頭に、留学生が確実に学位取得・単位取得し、在学中の非熟練労働等ではなく、高度な専門的・技術的分野でキャリアアップを図れるよう、大学における留学生受入れの質を確保することを明確にすべきではないか。

4. 政策遂行上の個別の課題

- 以上のような留学生受入れ政策を遂行していくための個別の施策にあたり、いくつかの課題が挙げられる。
 - (1) 優れた教育プログラムの提供上の課題
 - 大学学部への受入れ留学生は、日本語教育機関等国内からの進学者が6割と新規渡日者が少ない状況であり、日本語に習熟していない優秀な留学生獲得に課題がある。グローバルなキャリアパスを志向する諸外国の優秀な留学生を取り込むためには、英語による学部プログラムの拡充が必要であるが、提供する教育プログラムが少なく、かつ、コスト面での負担が大きいことも課題となっている。
 - また、海外の学生にとってアクセスが容易な日本の大学の海外校は重要な意義を持つが、海外校を設置・維持する上で、その定員が日本国内の学部等と同様に定員管理が行われること、かつ、日本国内の学部等における設置認可審査等にも影響することが、開設を躊躇させている。このことは、海外校を活用し、現地での基礎教育と日本国内での専門教育を組み合わせ、よりアクセスしやすい形の学位プログラムを構築し、留学生受け入れを拡大するといった方策を阻害している。

(2) 留学生の日本語能力の確保に関する課題

- 英語による学部プログラムの普及が十分でない状況において、幅広い大学で優秀な留学生を受け入れるためには、大学での学修に耐え得る日本語能力の確保が課題である。しかし、海外における日本語教育の環境が十分に整わない中、諸外国の高校等で学び、日本への留学を希望する学生が、渡日前までに大学学部段階で必要な日本語能力（JLPTのN2相当）を習得することは非常に困難な状況である。留学を希望する学生の多くは、まず我が国の日本語学校に留学し、必要な日本語能力を習得した後、大学の入学を目指すことになるが、渡日段階で大学への進学が保証される訳ではないことから、優秀な学生を日本に招く上で阻害要因となっている。
- この点、諸外国においては、一定の基礎学力や素養が認められる学生について、渡航後に一定の語学能力を習得することを条件に入学を認める、いわゆる「条件付き入学」の制度を設ける大学が多く、大学に付属する準備課程（ファンデーションコース）で大学での学習のための語学教育を提供している。我が国においても、私立学校を中心として、諸外国と同様、大学学部留学生別科を設置し、大学入学前に非正規生として留学生を受入れて日本語を中心とした準備教育を提供する事例が見られるほか、大学院レベルでは入学前に非正規生として一定期間受け入れた後に正規生として受け入れる例が見られるが、多くの大学では必要な準備教育の体制を整備することに課題がある。

(3) 魅力あるキャリアパスの提示上の課題

- 我が国への留学生のうち6割は日本での就職を希望しているが、大卒・院卒の留学生の就職率は3割に留まる。これまでの留学生交流の大きな目的である、帰国して我が国との架け橋となる人材の育成も引き続き重要であるが、留学による学位の取得後、我が国企業へ就職する機会を得ることで更なるキャリアアップにつながることをアピールすることにより、より優秀な留学生の獲得につながると考えられる。また同時に、我が国の今後の高度外国人材のニーズを踏まえて留学生を受入れ、就職につなげることによって、我が国経済・社会の発展に貢献することにもつながる。

- しかし現状では、我が国企業と就職を希望する留学生の間に、キャリア観、職種、ビジネス日本語など求められるスキル等の面でミスマッチが見られるほか、在留資格「留学」から就労が可能な在留資格への変更手続の煩雑さや受入れ企業のノウハウ不足等の課題があり、留学生の受入れ時や在学中の教育の段階から、これらのミスマッチの解消のため、大学・企業・関係行政機関が連携した取組を行うことが課題となっている。

(4) 日本留学の魅力の情報発信とリクルーティングにあたっての課題

- 優秀な留学生を我が国の高等教育機関に誘うにあたり、海外において日本留学の魅力が十分に留学生に伝えられていないことが課題である。近年は、日本企業や科学技術、アニメ・ポップカルチャーも含む日本文化や日本語など、海外における日本に対する関心は高まっているものの、これらを日本の高等教育機関への留学を通じたキャリアアップの魅力につなげて発信することができていないと考えられ、例えば、卒業後の就職機会も含めた日本の大学への留学の魅力の発信が課題となっている。諸外国では、例えば英国のブリティッシュカウンシルのように、文化・産業・語学教育・留学等を一体として英国ブランドを発信するための海外拠点を設け、留学生の増加につなげている例が見られるが、我が国においては海外拠点における在外公館、大学海外事務所、JETRO、国際交流基金等の関係諸機関の連携が課題である。
- さらに、留学生の具体的な募集・選考に係るリクルーティングの段階では、留学生の出身国によって、学生の専門分野、留学先やキャリアへの希望、日本語学習の環境などが異なっており、相手国に応じてターゲットとなる学生層やアピールする観点などの戦略が必要となるが、大学が個々に取り組むことには限界がある。また、諸外国の大学では留学先に渡航することなく現地で入学許可を出す渡日前入学許可が一般的であるが、我が国の大学では渡航後に面接審査や筆記審査により入学許可を出すのが一般的であり、優秀な留学生が日本を選ぶことをためらう要因となっている。渡日前入学許可を促進するために開発された「日本留学試験」についても、海外試験会場がアジアに限定されるなどの理由で海外での利用大学数は多くなく、活用促進には課題がある。

5. 今後の施策

(1) 海外大学との連携による戦略的な留学生交流の推進

- 優秀な留学生を学部学生として獲得するためには、優れた教育プログラム（特に高度な研究に裏付けられた教育内容を含むプログラム）を英語等により提供する取組を一層普及させる必要があるが、このような取組の端緒として、海外在住の学生にとってアクセスの容易な日本の大学の海外校等を活用して教育を提供することが一つの方法として考えられる。
- 第一に、日本の大学設置基準等に基づき設置される海外校の設置を促進するため、設置基準等の海外校への適用に関して、定員管理や校地校舎の自己所有に関する運用を改善することが考えられる。
- 第二に、日本の大学との連携したプログラム（ツイニングプログラム等）を提供する海外の大学が増加することにより、日本の大学への転入学・編入学を促進することが期待される。
- これらの取組を行うにあたり、海外拠点の整備や英語による質の高い教育プログラムの構築、更に渡日後の教育に備えるための日本語準備教育の体制など、教育の質の確保のための経費が必要となることから、それに見合う形で留学生に係る授業料の設定の弾力化を推進することが考えられる。

(2) 日本語準備教育（ファウンデーションコース）の積極的活用

- 留学生の一定の日本語能力を確保しながら優秀な留学生の受入れを促進するため、主に学部段階においても留学生を受け入れる大学において条件付き入学を可能とするための留学生の日本語準備教育（ファウンデーションコース）の設置を推進することが考えられる。この際、日本語教育のノウハウを十分に有しない大学については日本語教育機関との連携を図ることも考えられる。また、大学が海外の大学とツイニング等の学位プログラムを構築するにあたり、海外での学習段階でファウンデーションコースの機能を設置することも考えられる。

- これらの日本語準備教育の体制整備に必要な経費の確保が課題となることから、留学生に係る授業料の設定の弾力化に取り組むことも考えられる。

(3) 産学官による就職促進の仕組みの構築

- 留学生の募集段階から大学での専攻分野の研究を通じて日本の特定業種の就職につながったといった具体的なキャリアパスの事例を示すことが留学生の呼び込みに効果的である。このため、例えば、Study in Japan 日本留学情報ポータルサイトでの情報発信や、「日本留学海外拠点連携推進事業」における海外拠点での留学フェア・個別のリクルーティング活動において、特に我が国が今後高度外国人材の受入れを期待する産業分野を中心に、日本の留学の魅力や受入れ大学の事例等の情報を具体的に示すことが考えられる。
- また、留学生と企業の就職に関するミスマッチの解消の観点から、現在行われている「留学生就職促進プログラム」の採択大学では、大学・企業・自治体がコンソーシアムを形成し、企業で求められる日本語能力水準を高めるための講座や企業と共同したインターンシップの実施などの取組が行われているところであるが、この取組を一層普及させる観点から、同様のコンソーシアムを形成して留学生の就職力の向上のために取り組まれている教育プログラム（履修証明プログラム）を認定し、認定されたプログラムで学ぶ留学生については在留資格「留学」から就労が可能な留学資格（「技術・人文知識・国際業務」等）への変更手続きの簡素化や期間短縮化を図るなどの取組が考えられる。
- さらに、日本での就職を目指す留学生のインセンティブとして、「留学生受入れ促進プログラム」による奨学金の支援について、留学生の就職に取り組む大学等に重点化する取組を進める。また、産学官による地域人材育成の一環としての留学生・日本人学生混住型の住環境の整備を進めることも考えられる。

(4) 留学情報の一元化・海外でのリクルーティング強化

- 海外において、日本留学のブランドを確立し、日本でのキャリアアップを図る優秀な留学生を獲得するためには、大学等での教育研究、卒業後の就職等のキャリアパス、留学に必要な日本語教育等、日本留学の魅力をワンストップで発信する拠点の整備が必要である。「Study in Japan」のブランドの下、日本留学の情報発信の基盤となるポータルサイトにおいてこれらのコンテンツを充実させるとともに、「日本留学海外拠点連携推進事業」により設置する日本留学の海外拠点を中心に、在外公館、JETRO、国際交流基金等の海外事務所が緊密に連携する体制を各国で構築することが考えられる。
- 各大学が相手国の状況に応じた戦略的なリクルーティングに取り組むことを支援するため、「日本留学海外拠点連携推進事業」の海外拠点が中心となって IB や GCEA 等のインターナショナルスクールとのネットワークを構築し、海外の優秀な高校生への重点的なリクルーティングにつなげることが考えられる。また、帰国留学生会等との連携により日本留学 OB・OG が後輩となる学生に対し個別に日本留学のアドバイスを行うことができるようなネットワークの構築が考えられる。
- なお、留学生受入れ促進に伴う大学の負担軽減の一貫として、日本留学の共通試験としての「日本留学試験」の海外における活用の一層の促進のため、コンピューター試験の導入を含む試験の在り方の検討やこれを通じた大学の渡日前入学許可の導入促進などが考えられる。